

日本職業リハビリテーション学会員倫理規定

(前文)

日本職業リハビリテーション学会会員は、職業リハビリテーションの専門職・従事者・教育者・研究者として職業リハビリテーションの研究及びサービス実践にあたり、実践や研究の結果が人々の生活環境及び生活の質に重大な影響を与えうることを認識し、職業的障害のない社会実現に貢献し、公益に寄与することを願い、以下のことを遵守する。

I. 責任

会員は、その実践活動及び研究によって蓄積された職業リハビリテーションに関する知識、技能、経験を生かし、人々の就労自立、健康、福祉の増進に貢献すること。

II. 公平性

会員は、障害、性別、人種、国籍、宗教等にとらわれることなく、公平な姿勢で対応し、個人の自由及び権利を最大限尊重すること。

III. 自己研鑽

会員は、職業リハビリテーションの専門職・従事者・教育者・研究者として自己研鑽に努め、会員相互のみならずその他のリハビリテーション関連職の資質向上を支援し、リハビリテーション全体としての学術発展及びノーマライゼーション文化の向上に寄与すること。

IV. 公開性

会員は、自身の実践活動や研究・教育活動について、家族及び地域社会の理解と協力を得るため、積極的にその成果を中立・公平な立場で公開し、公益に還元すること。

V. 忠実性

会員は、職業リハビリテーションの実践及び研究で得られた結果・成果が、事実即した忠実性を持つものであることを認識して対応すること。

VI. 行動・行為

会員は、業務遂行及び日常生活において公私混同せず、サービス利用者のプライバシーの保護及び人権の尊重に関しては留意し、一社会人としての行動・行為に責任を持ち、社会的規範を遵守すること。

VII. 研究

会員は、職業リハビリテーションに関する研究の実施において、研究対象が人である場合、研究目的、方法、予期される結果、研究の社会的意義等を告げ、研究に対する同意を得た上でを行い、また、対象者の個人名がデータから特定できないように個人のプライバシーを保護し、秘密を厳守し、対象者に苦痛や不利益をもたらさないようにすること。